

(令和6年11月11日発表)

職員の懲戒処分の発令について

◆発令日	令和6年11月11日（月）
◆内容など	本日、別紙資料のとおり、職員を懲戒処分としたので、当該処分の内容等について公表します。

別紙資料 有

【問合せ】 上下水道総務課 人材・厚生係
（上下水道局庁舎6階）
担当 望月
電話 054—270—9117

報 道 資 料

職員の懲戒処分の発令について

令和 6 年 11 月 11 日付けで、下記職員に対し懲戒処分を発令しました。

1 処分年月日

令和 6 年 11 月 11 日

2 被処分者、処分内容及び処分事由

上下水道局 一般職員 50 代 男性

【内容】 減給 1 箇月

【事由】 法令等に従う義務違反、信用失墜行為

(過失運転致傷(自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第 5 条))

(参考)

令和 4 年 8 月 23 日午前 8 時 25 分頃、原動機付自転車を運転し、静岡市駿河区石田二丁目先の交差点を直進するに当たり、同交差点の信号機の信号表示に留意せず、同信号機が赤色信号を表示しているのを看過したまま漫然時速約 30 キロメートルで同交差点に進入し、横断歩道上を青色信号表示に従い左方から右方に向かい横断していた相手方運転の自転車と衝突し、相手方を自転車もろとも路上に転倒させ怪我を負わせた。

これにより、同年 12 月 5 日に静岡簡易裁判所から罰金 40 万円の略式命令を受けた。今回、相手方との示談が完了したため、処分を行うものである。

静岡市公営企業管理者コメント

今回、職員が交通法規違反を犯したことに對して、被害者及び関係の皆様には深くお詫び申し上げます。

今後、職員に対しては、より一層の交通法規の遵守、安全運転の励行を求め、改めて指導を徹底するとともに、市民の皆様からの信頼を早期に回復できるよう努めてまいります。

令和 6 年 11 月 11 日

静岡市公営企業管理者

おいし たかお
大石 貴生